

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針の改正について（概要）

1 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、先駆的な取組の提示や内容の充実を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針を新たに定め、従前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成 20 年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）を廃止するもの。

2 内容

- （1）改正法の施行に伴い、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用について規定し、基本方針の題名を変更する。
- （2）先駆的な取組の提示や内容の充実を図るため、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の見直しなどの関連施策における制度・運用改善の内容とともに、被害者が高齢者又は障害者である場合の対応、警察における被害者の意思決定を支援する手続、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策について規定するほか、民間団体との連携、若年層への教育啓発及び暴力の防止、調査研究の推進等に関し、所要の見直しを行う。

3 施行期日

公布日：平成 25 年 12 月 26 日

施行日：平成 26 年 1 月 3 日